

判決年月日	平成25年11月27日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（行ケ）第10134号		
発明の名称を「経皮吸収製剤，経皮吸収製剤保持シート，及び経皮吸収製剤保持用具」とする特許第4913030号の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明（本件訂正発明）は，国際公開第2005／058162号に記載された発明（甲7発明）と同一ではないから，特許法29条1項3号の規定に違反しないとした審決を取り消した事案。			

（関連条文）特許法29条1項3号

本件訂正発明と甲7発明との一応の相違点は，本件訂正発明では，目的物質が「基剤に保持され」ているのに対して，甲7発明では，目的物質が基剤からなる医療用針内に設けられたチャンバに封止されているか，縦孔に収容されることにより保持されている点となる。

審決は，この一応の相違点について，「目的物質が，基剤にではなく，基剤に設けられた空間に保持されている点で，両者は，相違する。したがって，本件訂正発明は，甲第7号証に記載された発明であるとはいえない。」と判断した。

審決の判断は，請求項1の記載を当業者が読めば，「基剤に保持された目的物質とを有し」とは，目的物質が基剤に混合されて基剤とともに存在していると理解されること，及び，特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確ではないとして，本件訂正明細書の記載をみても，同様に解されることを前提とするものである。

しかし，請求項1の「基剤に保持された目的物質」との記載は，目的物質が基剤に保持されていることを規定しているのであり，その保持の態様について何らこれを限定するものではない。そして，「保持」とは，広辞苑（甲12）にあるとおり，「たもちつづけること，手放さずに持っていることを意味する用語であり，その意味は明確である。したがって，請求項1の「保持」の技術的意義は，目的物質を基剤で保持する（たもちつづける）という意味のものとして一義的に明確に理解することができるのであるから，審決が，請求項1の「基剤に保持された目的物質」との記載について，目的物質が基剤に混合されて基剤とともに存在していると理解されることと解したのは，請求項1を「基剤に混合されて保持された目的物質」と解したのと同義であって，誤りである。また，請求項1の記載は，上記のとおり，請求項の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないなど，発明の詳細な説明を参酌することができる特段の事情がある場合にも当たらないから，少なくとも請求項1の要旨認定については，発明の詳細な説明を参酌する必要はない（最高裁判所平成3年3月8日第二小法廷判決民集45巻3号123頁参照）。そうすると，甲7発明の，目的物質が基剤からなる医療用針内に設けられたチャンバに封止されて

いることや縦孔に収容されていることは、本件訂正発明の目的物質が「基剤に保持された」構成に含まれているといえる。

そうすると、本件訂正発明は、甲 7 公報に記載された発明といえるから、特許法 29 条 1 項 3 号の規定により特許を受けることができないものであり、この点に関する審決の判断は誤りである。